

家畜保健衛生所たより

牛が生まれたときは、家畜改良センターへの届け出が必要です。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)に基づく牛トレーサビリティ制度は、BSEのまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号によって一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階で個体識別情報の提供を行っています。

今般、熊本県内の牛の管理者が事実と異なる出生日を届出していた、という牛トレーサビリティ法の届出義務違反が確認され、農林水産省九州農政局から催告を受けました。(昨年に続き2例目、H26 家保たより第31号)

このような届出義務違反は、牛トレーサビリティ制度のみならず、牛肉に対する消費者や関係者の信頼を揺るがすもので、あってはならない行為です。管理者の皆様には法に基づく届出を迅速かつ正確に行うようお願いいたします。

牛が生まれたとき、牛を譲り渡したとき(転出)、譲り受けたとき(転入)や牛が死亡したときは、家畜改良センターに届出が必要です。ご不明なときは、家畜保健衛生所にお問い合わせください。

家畜の病気に関するお問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728
夜間・土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または090-5568-0817